

石油関連製品の供給不足に伴う医療分野の影響・対応について①

(5月27日時点)

資料 2

相談総数

11,501事業者（メーカー・卸業者：2,182、医療機関等：9,319）

※一斉点検等や窓口により情報提供等を受け付けた中から相談を受けたものを対象としている。

※事業者数は延べ数であり、同一の事業者から複数の調査・窓口等で相談を受け付けた場合は、それぞれ事業者数を計上している。

※医療機関等からの相談（9,319事業者）のうち、定点観測：96事業者、医療機関等からの情報提供：9,223事業者

（前回（5月18日時点）との差：+1,716事業者（メーカー・卸業者：+300、医療機関等：+1,416））

対応状況



品目単位で精査

※例えば約5,100の医療機関等から相談のあった同種の手袋の供給に関するものは1つの品目とカウントするなど、品目単位で精査の上、その品目数を計上。

		品目数	(前回(5月18日時点)との差)
①安定供給に影響があると判断された品目		99	+19
うち	②対応検討中の品目	46	+3
	③解決済みの品目	53	+16

③：新たに、気管切開チューブの部品製造用等溶剤、電動手術台の塗装用溶剤（シンナー）、医薬品の容器キャップなどの供給不安を解決。

足下の主な対応

- 医療用手袋について、医療機関等から受け付けた要請のうち、都道府県・国の確認が終わり、配布対象となったのは、**5,077**の医療機関等に対して最大（※）**約1,980万枚**。このうち、**1,178**の医療機関等が**約426万枚**を購入。
（※）医療機関等ごとに、想定消費量に応じて購入可能数の上限があるところ、上限未滿で購入する場合が想定されるため。
- 2,746のメーカー・卸業者から一斉調査に対する回答を収集。未回答事業者を含め、引き続き積極的に回答を働きかけ。

石油関連製品の供給不足に伴う医療分野の影響・対応について②

解決済みの品目

※解決済み品目は累計

※下線部：新たに解決済みとなった品目

*印：直接販売スキームの活用により解決済みとなった品目

- ・小児カテーテルの滅菌用のA重油
- ・効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）の滅菌用のA重油
- ・心臓を補助する特殊なカテーテルの滅菌用ガス
- ・医療機器の滅菌等の酸化エチレンガス
- ・医療機関（7機関（+1））における滅菌等に必要なA重油*
- ・医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）
- ・人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）の製造用溶剤
- ・人工透析用の注射針の滅菌用ガス
- ・献血バッグの製造用溶剤
- ・採血管をまとめる袋
- ・血液検査分析装置の洗浄剤
- ・鼻炎治療薬等の製造設備用のA重油
- ・消毒液（エタノール）の容器（2件）
- ・歯科用注射針のコーティング剤
- ・透析装置洗浄剤の容器
- ・透析チューブ
- ・心電図用電極ゲルの包装資材
- ・人工心肺装置に装着する人工肺等の洗浄剤
- ・手術用縫合糸の洗浄剤
- ・手術用メスの洗浄剤
- ・解熱鎮痛薬等の製造用溶剤
- ・手術用器械等の医療機器を製造する際に必要な潤滑油*
- ・非臨床試験施設の機材滅菌用等のA重油
- ・製薬工場等の稼働に必要なA重油（2件）
- ・錠剤製造の滅菌工程に必要なボイラー用灯油
- ・体外式膜型人工肺（ECMO）の洗浄剤
- ・血管内治療器具の誘導用ワイヤーの洗浄剤
- ・消毒液（ポビドンヨード等）の容器
- ・検査用スライドグラス・カバーガラスの印字用塗料
- ・AED（自動体外式除細動器）等のインク等溶剤
- ・カテーテルの潤滑剤
- ・歯鏡の曇り止め用溶剤
- ・医療用漢方製剤等の製造に必要な有機溶剤（メタノール）
- ・錠剤包装シート（PTPシート）
- ・歯科用器械の部品加工のための潤滑油等*

- ・皮膚保護用フィルムの製造用溶剤
- ・気管切開チューブの部品製造用及び包装用溶剤
- ・医薬品の容器キャップ
- ・留置針等の洗浄剤
- ・内視鏡処置具の洗浄剤、潤滑油
- ・電動手術台の塗装用溶剤（シンナー）
- ・医療用粘着テープの製造用溶剤
- ・血液検査用試験管等の原料
- ・外科手術用ドリルバーを加工するための潤滑油等
- ・歯科用ダイヤモンドバーを加工するための摺動油
- ・血液検査装置の試験管を研磨するための潤滑油*
- ・歯科用椅子等の塗装用溶剤（シンナー）
- ・検査用スポイトの先端の原料
- ・医療用脱脂綿、コットンボールの梱包材
- ・血液検査の試薬
- ・X線フィルタリング装置の洗浄剤

医療分野における各種容器等に関する供給不安の解決

- 医療分野における各種容器等については、これまで、錠剤包装シート（PTPシート）などの供給不安を解決し、足下では、医薬品の容器キャップについて供給不安を解決。
- 調剤された薬剤の容器（軟膏容器など）や分包紙は、確認できた範囲において、メーカーは基本的に昨年同量の製造を実施*。一方、メーカーへの発注が増大しているため、製造が間に合わず、供給の制限や納期が遅れるといったケースが発生。
※当該容器のメーカーの中には、一部、原材料の供給不足の報告があり、経産省と連携して対応。

- このため、薬局・医療機関、メーカー・卸業者あて、当面の必要量に見合う量のみ発注・受注する等、適切に対応いただくよう通知（5/29）

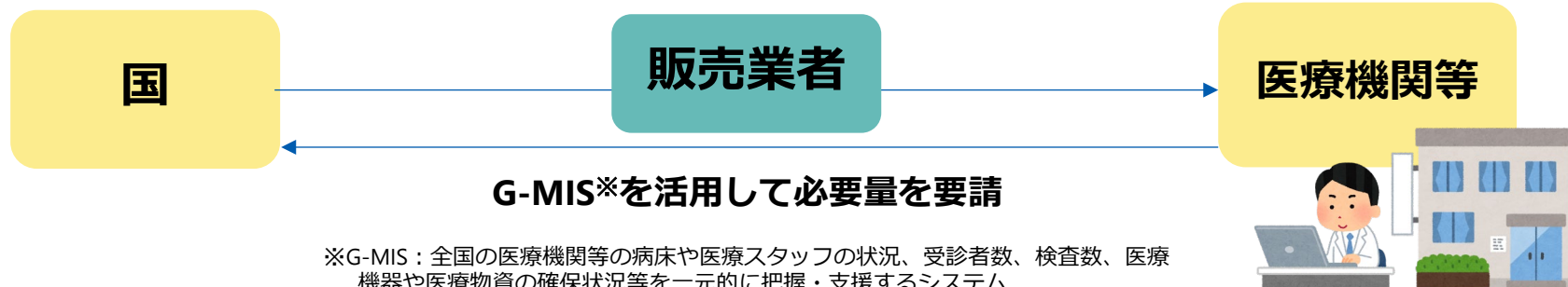
- あわせて、足下で分包紙が在庫切れとなる旨の相談があった薬局等に対して、順次、対応可能なメーカーにおいて供給できるよう調整するなど、個別の目詰まり解消に向けて取組を推進。



中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

- ▶ 非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を含めた個人防護具は、新型インフル特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え備蓄を行っている。
- ▶ このうち、国では備蓄水準を超える量（余剰分）を確保：約4億9千万枚
- ▶ 医療用手袋の需給状況は、現在、通常通りの発注には概ね対応できている（※）一方、一部では通常量を大幅に超える発注も見られ、結果として歯科診療所など一部の医療機関等では確保が困難となっている。
（※）主要販売メーカーは通常と同程度の1～2か月の在庫を持っている。
- ▶ このため、確保が困難となっている医療機関等向けに、まずは、5000万枚（※）を放出することとし、5月18日（月）より、医療機関等からの要請を受付（第1弾）。5月23日（土）より、販売業者から各医療機関等に配送。
（※）全国の一般診療所及び歯科診療所の約1月分の需要は9000万枚程度と推計。
- ▶ 5月27日（水）時点で、医療機関等から受け付けた要請のうち、都道府県・国の確認が終わり、配布対象となったのは、5,077の医療機関等に対して最大（※）約1,980万枚。
このうち、1,178の医療機関等が約426万枚を購入。
（※）医療機関等ごとに、想定消費量に応じて購入可能数の上限があるところ、上限未満で購入する場合が想定されるため。
- ▶ 今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出していく。

販売業者を通じ医療機関等に手袋を放出



※G-MIS：全国の医療機関等の病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器や医療物資の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム